

国民健康保険高齢受給者証・ 後期高齢者医療被保険者証の更新

問い合わせ

市民健康課医療年金係

☎ 22-7734

新しい証を7月下旬に送付しますので、8月1日から使用してください。(手続きは不要です。)

病院の窓口で支払う自己負担割合(1割または3割のいずれか)は、毎年8月1日を基準日として、前年の住民税課税所得が145万円以上ある70歳以上の人は、原則として自己負担割合が3割となります。

対象者	証の種類	証の色(旧) (有効期限:平成25年7月31日)	証の色(新) (有効期限:平成26年7月31日)
70～74歳の 国保加入者	高齢受給者証	自己負担割合が1割:ねずみ色 自己負担割合が3割:水色	桃色 (自己負担割合が1割の方の有効 期限は平成26年3月31日です)
後期高齢者医療 制度加入者	被保険者証 (保険証)	水色	橙色

※有効期限(7月31日)を過ぎた証は、各自で破棄するか市民健康課・支所・出張所へ返却してください。

入院時等の一部負担金の限度額適用・ 食事代の減額認定の申請を

問い合わせ

市民健康課医療年金係

☎ 22-7734

後期高齢者医療の
加入者

国民健康保険高齢受
給者証を持っている人

左記以外の国保
加入者(非課税世帯)

左記以外の国保
加入者(課税世帯)

制度	後期高齢者医療限度額適用・ 標準負担額減額認定制度	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定制度	国民健康保険限度額適用認定制度															
内容	入院時等の一部負担金に限度額を適用し、食事代を減額する制度		入院時等の一部負担金に限度額を適用する制度															
対象	後期高齢者医療加入者で世帯全員が市民税非課税の人(低所得Ⅱ)※引き続き市民税非課税世帯の人は申請不要	70歳以上の国保加入者で、世帯主及び全ての国保加入者が市民税非課税の人(低所得Ⅱ)	70歳未満の国保加入者で、世帯主及び全ての国保加入者が市民税非課税の人(非課税世帯)															
	上記に該当し、収入が一定基準以下の人(低所得Ⅰ)		70歳未満の国保加入者で、左記以外の人(上位所得者・一般)															
助成内容	入院時等一部負担金 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">月額限度額</th> </tr> <tr> <th>外来のみ</th> <th>入院を含む</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低所得Ⅱ</td> <td></td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅰ</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	月額限度額		外来のみ	入院を含む	低所得Ⅱ		24,600円	低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	入院時等一部負担金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税世帯</td> <td>35,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額限度額	非課税世帯	35,400円
	区分	月額限度額																
外来のみ		入院を含む																
低所得Ⅱ		24,600円																
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円																
区分	月額限度額																	
非課税世帯	35,400円																	
	食事代(通常1食260円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">低所得Ⅱ</th> <th>90日まで</th> <th>1食210円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90日を超える入院※</td> <td>1食160円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅰ</td> <td></td> <td>1食100円</td> </tr> </tbody> </table>		低所得Ⅱ	90日まで	1食210円	90日を超える入院※	1食160円	低所得Ⅰ		1食100円	食事代(通常1食260円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">90日まで</th> <th>1食210円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90日を超える入院※</td> <td>1食160円</td> </tr> </tbody> </table>	90日まで	1食210円	90日を超える入院※	1食160円			
低所得Ⅱ	90日まで	1食210円																
	90日を超える入院※	1食160円																
低所得Ⅰ		1食100円																
90日まで	1食210円																	
	90日を超える入院※	1食160円																
	※長期入院該当:認定を受けてからの入院が90日を超えると、申請が必要です。																	
必要なもの	後期高齢者保険証、印かん、所得証明(転入者)	国民健康保険証、国民健康保険高齢受給者証、印かん、所得証明(転入者)	国民健康保険証、印かん、所得証明(転入者)															
	※長期入院該当:上記のもの、減額認定証、90日以上入院がわかるもの																	

後期高齢者医療制度 平成25年度の保険料

問い合わせ

市民健康課医療年金係

☎ 22-7734

後期高齢者医療制度の平成25年度保険料率は昨年と変わりません。

所得割率 8.35% 均等割額 43,735円

<保険料の決め方>

均等割額+所得割額=年間保険料額(限度額55万円)

※保険料は、4月から翌年3月までの1年間で計算します。

※所得割額 = (総所得金額等 - 基礎控除(33万円)) × 0.0835

所得の低い世帯の被保険者への保険料軽減

所得の低い世帯の被保険者や、健保組合等(国保および国保組合は除く)の被扶養者であった被保険者には、これまでと同じく軽減措置があります。

① 所得割額の軽減
波線の金額が58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。

世帯内の被保険者と世帯主の平成24年中所得の合計額		軽減後の均等割額
33万円以下	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他所得なし)	9割軽減 4,373円/年
	上記以外の人	8.5割軽減 6,560円/年
33万円 + 24万5千円 × 被保険者数(世帯主である被保険者を除く)以下		5割軽減 21,867円/年
33万円 + 35万円 × 被保険者数以下の場合		2割軽減 34,988円/年

② 均等割額の軽減

※所得が公的年金の場合は軽減判定の際15万円を限度として控除があります。
※「専従者控除」、「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。
※所得等の申告がない場合は、軽減されません。

③ 健保組合等の被扶養者であった被保険者について

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等(国保および国保組合は除く)の被扶養者であった被保険者については、均等割額が9割軽減になり、所得割額の負担はありません。
平成25年度の年間保険料額は、4,373円になります。

保険料に関する通知書について

① 平成24年所得をもとに計算した保険料額決定通知書は、7月中旬に送付します。

② 保険料の支払方法は、原則、年金天引き(特別徴収)となりますが、7月から9月は納付書等(普通徴収)により支払う場合があります。

③ 保険料に関する通知書が届いた場合には、計算・支払方法等のご確認をお願いします。



祝全国大会出場(敬称略・順不同)

市では、県大会規模の予選会を経て全国大会に出場する人に助成金交付制度を設けています。問い合わせ 文化生涯学習室 ☎ 22-7757

第30回全日本武術太極拳選手権大会(7月5日~7日 東京都)

向井 恭子

第31回全日本レディースバドミントン選手権大会(7月25日~28日 神奈川県)

中村 尚美

第3回世界松涛連盟空手道選手権大会(7月27日~28日 東京都)

出口 愛恵、出口 善久、金森 保尚、田中 孝穂(竹原錬心館)

第48回全日本少年剣道錬成大会(7月30日 東京都)

川本 和則、松田 怜士、辻 歩翔、市元 翔大、山下 翔平、川本 有紀

(育誠館道場)

第60回全国高等学校剣道大会(8月6日~9日 佐賀県)

松田 隆聖(広島皆実高等学校)

JAPAN CUP 2013 チアリーディング日本選手権大会(8月23日~25日 東京都)

前谷 万柚子(如水館中学校)

第13回全国障害者スポーツ大会「スポーツ祭東京2013」(10月12日~14日 東京都)

向井 由美

激励会を開催

夏の全国大会出場者の激励会を7月18日(木)に市民館で行います。激励会は毎年2回、夏の全国大会前と国民体育大会前に行っています。